

藤沢市奨学生選考委員会規則の一部改正について
藤沢市奨学生選考委員会規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、組織の改編に伴う所管課名の変更により改正する必要がある。

藤沢市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学生選考委員会規則（昭和36年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部
を次のように改正する。

第7条中「学校教育課」を「教育指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市奨学生選考委員会規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学生選考委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 6 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 33 年 6 月藤沢市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、藤沢市奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市民 2 人</p> <p>(2) 市立中学校長</p> <p>(3) 市立小学校長のなかから選出された者 1 人</p> <p>(委員長)</p> <p>第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 1 号に掲げる者のうちから委嘱した者の任期は 2 年とする。</p>	<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学生選考委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 6 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 33 年 6 月藤沢市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、藤沢市奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市民 2 人</p> <p>(2) 市立中学校長</p> <p>(3) 市立小学校長のなかから選出された者 1 人</p> <p>(委員長)</p> <p>第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 1 号に掲げる者のうちから委嘱した者の任期は 2 年とする。</p>

- 2 第2条第2号に掲げる者の任期は、当該職に在任する期間とする。
- 3 第2条第3号の者については1年とし、当該者が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するものとする。

(結果報告)

第6条 委員長は会議が終了したときは、すみやかに審議の結果を奨学生選考委員会審議結果報告書(別記様式)により報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育指導課において総括し、及び処理する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行によつて最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年教委規則第1号)

2 第2条第2号に掲げる者の任期は、当該職に在任する期間とする。

3 第2条第3号の者については1年とし、当該者が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するものとする。

(結果報告)

第6条 委員長は会議が終了したときは、すみやかに審議の結果を奨学生選考委員会審議結果報告書(別記様式)により報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において総括し、及び処理する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行によつて最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 48 年 5 月 16 日から施行する。

付 則(昭和 56 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 8 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規則の施行の日の前日において藤沢市奨学生選考委員会の委員である者のうち第 3 条の規定による改正前の藤沢市奨学生選考委員会規則第 2 条第 4 号及び第 5 号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成 12 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 48 年 5 月 16 日から施行する。

付 則(昭和 56 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 8 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規則の施行の日の前日において藤沢市奨学生選考委員会の委員である者のうち第 3 条の規定による改正前の藤沢市奨学生選考委員会規則第 2 条第 4 号及び第 5 号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成 12 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

奨学生選考委員会審議結果報告書

委員長印		審議の結果は次のとおりです。				
1	奨学生の 学校及び 氏名	中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
2	審議件数					
3	経過及び 意見					
4	日時及び 場所	日時	月	年 日	前後	時から
		場所				
5	出席者	<input type="checkbox"/> 委員長() <input type="checkbox"/> 委員() <input type="checkbox"/> 委員()				

別記様式

奨学生選考委員会審議結果報告書

委員長印		審議の結果は次のとおりです。				
1	奨学生の 学校及び 氏名	中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
		中学校				
2	審議件数					
3	経過及び 意見					
4	日時及び 場所	日時	月	年 日	前後	時から
		場所				
5	出席者	<input type="checkbox"/> 委員長() <input type="checkbox"/> 委員() <input type="checkbox"/> 委員()				

		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()

Q4 : 4—07(教学)特奨 1(規則第 6 条)B5

		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()
		<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()	<input type="checkbox"/> 委員()

Q4 : 4—07(教学)特奨 1(規則第 6 条)B5